

ボートレースチケットショップ等発売促進イベント企画運営業務委託 審査会設置要綱

(目的)

第1条 ボートレースチケットショップ等発売促進イベント企画運営業務委託に係る審査を適正に実施するため、ボートレースチケットショップ等発売促進イベント企画運営業務委託審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、ボートレースチケットショップ等発売促進イベント企画運営業務委託の企画提案内容について審査を行う。

(組織)

第3条 審査会は滋賀県総務部びわこボートレース局により選出する5名で組織する。

2 会長は、滋賀県総務部びわこボートレース局長をもって充てる。

(審査方法)

第4条 別添「ボートレースチケットショップ等発売促進イベント企画運営業務委託審査要領」に基づき、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を書面により行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、滋賀県総務部びわこボートレース局において処理する。

附則

この要綱は、令和7年5月14日から施行する。